

上下水道の基盤の強化等に向けた 基本方針の構成（案）

上下水道の基盤の強化等に向けた基本方針の策定・見直しに向けて

- 本検討会の「第2次とりまとめ」において、下水道の基盤強化に向けた国の基本方針の必要性が示されたことを受け、令和8年7月に成立した改正下水道法では、法律の目的に下水道の基盤強化を位置づけるとともに、「下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針」を定めることを新たに規定した。
- このため、改正下水道法に基づく基本方針の策定に向け、これまで本検討会で議論した基盤強化の方向性等を基礎とした上で、具体的な検討を進める。
- また、近年の水道を取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和元年9月に策定した「水道の基盤を強化するための基本的な方針」の見直しについて、検討する。

次回(第12回)の検討会において、国の基本方針(案)の議論を行うとともに、パブリックコメントを実施した上で、水道法で定める基本方針の見直し及び改正下水道法で定める基本方針の策定を行いたい。

水道法で定める基本方針※の構成

▼ 水道法第5条の2の規定で定めることとする事項

- (1) 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- (2) 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- (3) 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項
- (4) 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- (5) 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
- (6) その他水道の基盤の強化に関する重要事項

改正下水道法で定める基本方針の構成

▼ 改正下水道法第2条の2の規定で定めることとする事項

- (1) 下水道の整備に関する基本的事項
- (2) 下水道の基盤の強化に関する基本的事項
- (3) 下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項
- (4) 下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- (5) 下水道管理者の間の連携等の推進に関する事項
- (6) 下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項
- (7) その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

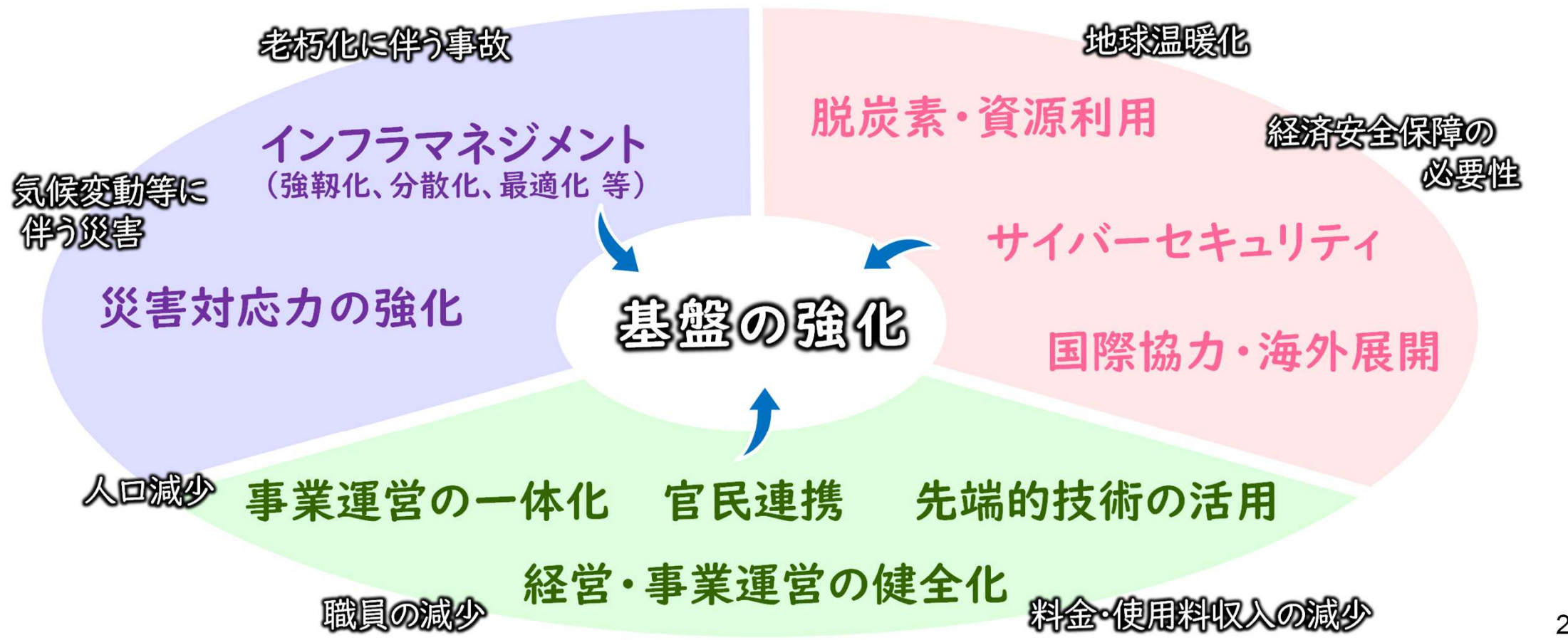
※厚生労働省告示第135号（R1.9.30策定）

近年の上下水道の取り巻く環境の変化・多様化する社会的要請への対応

○ 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」の策定以降、上下水道を取り巻く環境の変化や社会的要請の多様化等を踏まえ、強靱で持続可能な上下水道を構築するため、上下水道が本来果たすべき役割に加え、以下の施策等を基本方針に位置付ける。

- 基本的な考え方**
- 安全性・持続性確保を最優先するメリハリのある事業
 - 徹底した事業の見える化
 - 広域連携・官民連携による執行体制の確保
 - 財源の適切な組合せによる運営基盤の強化

上下水道の取り巻く環境の変化や多様化する社会的要請へ対応するための施策



水道の基盤を強化するための基本的な方針の見直し（全体構成イメージ）

○ 能登半島地震における大規模な断水被害や気候変動に伴う災害の激甚化、老朽化インフラによる事故、さらには国の水道行政移管、サイバー攻撃等による経済安全保障上のリスクの高まりなど、水道を取り巻く環境や社会的要請の変化を踏まえ、令和元年9月に策定した「水道の基盤を強化するための基本的な方針」の内容を基本としつつ、以下構成案により見直しを検討。

総論	第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項	基本的な考え方 ・ 安全性と持続性確保を最優先する「メリハリ」のある事業 ・ 徹底した事業の見える化 ・ 広域連携・官民連携による執行体制の確保 ・ 財源の適切な組合せによる運営基盤の強化
	2 水道の基盤の強化に関する基本的な考え方	
	(1 水道事業の現状と課題 3 関係者の責務及び役割)	

各事項の主な方針（案）	
第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項	第5 水道事業者等との連携等の推進に関する事項
1 水道のインフラマネジメント ・ 点検・診断による状況把握、計画的な修繕・更新による <u>予防保全</u> の実施 ・ 将来の人口動態等を踏まえた施設規模・配置の適正化(分散化など) 等	・ 運営基盤の強化に向けた「 <u>複数自治体による事業運営の一体化</u> 」の推進 ・ 都道府県や核となる水道事業者による広域連携の推進 等
2 災害対応力の強化 ・ 急所・重要となる施設の耐震化、相互援助・連携体制の構築 等	第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項
3 安全な水道水質の確保 ・ 水質基準の遵守、水質検査の確実な実施 等	1 脱炭素社会及びサイバー・経済安全保障への貢献 ・ 執行体制、スケールメリットを踏まえた省エネ・再エネの推進 ・ 国民生活の基盤となる重要インフラとしてのサイバーセキュリティの強化 等
第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項	2 水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用 ・ 政策二一ズを踏まえた技術開発目標設定、異分野技術を取り込んだ技術開発 ・ 国の伴走支援、積算基準整備など先端的技術導入のための調達環境の構築 等
1 健全な経営の確保 ・ 将来の更新需要等を見据えた長期的な視点による水道料金の設定 等	3 官民連携の推進 ・ 質の高い「水の官民連携」の導入の推進、地元企業の主体的な参画 等
2 住民への「見える化」 ・ 徹底した「見える化」により、水道が地域の共有財産であることを住民と共有 等	4 水道関係者等との連携の深化 ・ 民間事業者や一般行政部門との協力体制の構築、産業界の活性化 等
第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項	5 国際協力及び海外展開の推進 ・ 国際経験を通じて得られた知見及び技術等の国内水道事業への活用 等
・ 広域連携や官民連携を活用した人材確保・技術継承 ・ 業務負担の軽減、職員の処遇向上 等	

下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針の策定（全体構成イメージ）

○ 本検討会における下水道の基盤強化に向けた議論及び方向性等を踏まえ、以下構成案により、「下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針」の策定を検討。

総論

第1 下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的事項※

2 下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な考え方

1 下水道事業の現状と課題

3 関係者の責務及び役割

各事項の主な方針（案）

第2 下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項

1 下水道のインフラマネジメント

・点検・診断による状況把握、計画的な修繕・改築による予防保全の実施

・将来の人口動態等を踏まえた汚水処理の最適化 等

2 災害対応力の強化

・急所・重要となる施設の耐震化、相互援助・連携体制の構築 等

第3 下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項

・広域連携や官民連携を活用した人材確保・技術継承

・業務負担の軽減、職員の処遇向上 等

第4 下水道管理者の間の連携等の推進に関する事項

・運営基盤の強化に向けた「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

・都道府県や核となる下水道管理者による広域連携の推進 等

第5 下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

1 技術開発、調査・研究の推進

・政策ニーズを踏まえた技術開発目標設定、異分野技術を取り込んだ技術開発 等

2 先端的な技術の社会実装の加速化の推進

・国の伴走支援、積算基準整備など先端的技術導入のための調達環境の構築 等

基本的な考え方

・安全性と持続性確保を最優先する「メリハリ」のある事業

・徹底した事業の見える化

・広域連携・官民連携による執行体制の確保

・財源の適切な組合せによる運営基盤の強化

※（1）下水道の整備に関する基本的事項 及び（2）下水道の基盤の強化に関する基本的事項を統合

第6 その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

1 気候変動等を踏まえた内水氾濫対策の強化

・気候変動を踏まえた整備目標設定、浸水リスクの見える化と対策の重点化 等

2 戦略的水環境管理と下水再生水利用の推進

・人口減少・地域ニーズを踏まえた汚濁負荷削減方策や能動的運転管理、再生水利用 等

3 脱炭素・循環型社会及び経済安全保障への貢献

・執行体制、スケールメリットを踏まえ下水道ポテンシャルを発揮した社会的要請への対応 等

4 健全な事業運営の確保

・将来の改築需要等を見据えた長期的な視点による下水道使用料の設定 等

5 住民への「見える化」

・徹底した「見える化」により、下水道が地域の共有財産であることを住民と共有 等

6 官民連携の推進

・質の高い「水の官民連携」の導入の推進、地元企業の主体的な参画 等

7 下水道関係機関等との連携の深化

・民間事業者や一般行政部門との協力体制の構築、産業界の活性化 等

8 国際協力及び海外展開の推進

・国際経験を通じて得られた知見及び技術等の国内下水道事業への活用 等

※（1）下水道の整備に関する基本的事項 及び（2）下水道の基盤の強化に関する基本的事項を統合

※ 第● …… 改正下水道法の規定で定めることとする事項